

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成28年3月2日県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（ほ場整備事業）大口地区の換地処分をした。

平成28年3月8日

香川県知事 浜 田 恵 造